

9日から申請書を郵送 高齢者向け臨時福祉給付金

昨年度の臨時福祉給付金支給対象者のうち、28年度中に65歳以上になる方に、高齢者向け臨時福祉給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を1回限りで支給します。

基準日(昨年1月1日)に市内に住民登録があり、支給対象と思われる方には、申請書を郵送します。▼支給対象者▼昨年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、来年3月31日までに65歳以上となる方(昭和27

年4月1日以前生まれ)▼昨年度の市市民税(均等割)が非課税の方(昨年度の市市民税が課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者である場合などは除く)

▼支給額 1人3万円(1回限り)
▼申請書の郵送 5月9日(月)から発送(郵便事情などで、支給対象と思われる方に届くまで数日かかります)
▼申請書の提出 市から郵

▼同 福祉総務課臨時福祉給付金窓口 ☎70・5066
振り込め詐欺に注意

同給付金に関して、市や厚生労働省などが電話などにより、次のことを求めることは、絶対ありませんので注意してください。

●ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作(自分の操作で、市や他人からお金を振り込んでもらうことはできません)
●給付金支給のための手数料の振り込み(手数料は掛かりません)

●世帯構成や銀行口座の番号など、個人情報照会
同給付金の支給をかたっ

た不審な電話があった場合には、同課か大和警察署 ☎046・261・0110に連絡してください。

胃・大腸・肺がん検診

6月14日(火)保健医療センター。市内在住で来年3月31日現在40歳以上の方対象。受診票など持参(検診日の1週間前までに郵送)。围5月2日~26日の8時30分から同センター ☎77・1133、77・1111(検診申し込みの旨を伝えてください)か直接(申込順)。70歳以上の方、生活保護・市民税非課税世帯の方などは負担金が免除されるので、詳しくは保存版あやせ健康だよりを見てください。

コース	A [胃・大腸・肺]	B [胃・大腸]	C [胃]	D [大腸]	E [肺]
定員	50人	30人	30人	40人	35人
負担金	2200円	1600円	1100円	500円	600円
受診開始時間	男性①8:30から②9:00から 女性③9:30から④10:00から⑤10:30から				

※申し込み開始日は、電話がつながりにくいことがあります ※大腸がん検診は生理中の受診ができません ※各項目につき4月~来年3月の間に1回の受診です

生活困窮者自立支援制度

昨年4月から、生活困窮者自立支援法が施行され、さまざまな事情で経済的に困っている方を対象に就労支援などを行う制度(生活困窮者自立支援制度)が開

始しました。本市では、次の事業を実施しています。相談は毎月(金曜日(土・日曜日、祝日を除く)の8時30分~12時15分・13時~17時、福祉総務課へ直接。☎70・5624。

自立相談支援事業 市内在住で、経済的に困っている方を対象に、就労

やその他の自立に関する相談支援、事業利用のための支援プランなどの作成を行います。

住居確保給付金の支給

所得が一定基準以下などの要件に該当し、離職などにより住宅を失った方か失うおそれのある方を対象に、有期で家賃相当額の支給を行います。

学習支援事業

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の中学生を対象に、学習支援、居場所の提供、進路相談などを行う予定です。

火災予防条例の一部改正

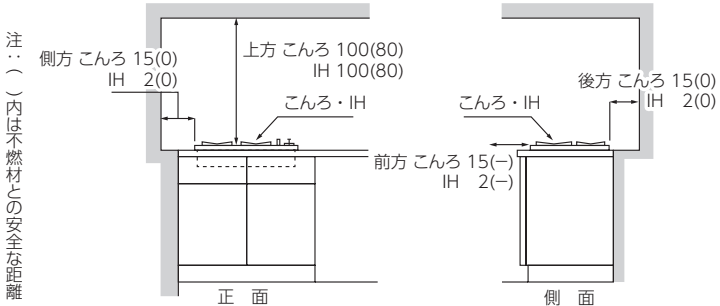
●調理器具・安全な距離の追加

ガスこんろなどの調理器具と壁との間に、火災予防のため一定の距離(離隔距離)を取ることにしています。現在市場に流通している調理器具に加え、新たに流通し始めた調理機器のガスグリドル付きこんろとIHこんろ(5・8kw)について火災予防条例を改正し、安全な距離を定めまし

た。防火構造でない壁の場合では、調理器具と壁との距離が近いと、器具からの熱により壁が加熱されます。壁内から出火する低温着火を起こす原因となるので注意してください(詳細は、市ホームページへ掲載)。

▼予防課 ☎76・2165。

こんろ・IHこんろとの安全な距離(離隔距離) 単位: cm



相談の名称(相談無料)	日時(祝日・振替休日の閉庁日は除く)・相談内容など	問い合わせ	
法律相談(弁護士)	6日(金)・11日・18日・25日の各水曜日13時~16時30分(予約は前週の相談日8時30分から)	市民課 ☎70・5605	
夜間法律相談(弁護士)	12日・26日の各木曜日18時~20時30分(予約は前週の木曜日8時30分から)		
司法書士相談(司法書士)	9日(月)13時~16時。不動産登記、成年後見人の手続きに関する事(予約は1か月前の相談日8時30分から)		
行政書士相談(行政書士)	2日(月)13時~16時。官公庁に提出する書類作成に関する事(予約は1か月前の相談日8時30分から)		
不動産相談(専門相談員)	16日(月)13時~16時。不動産に関する事(予約は1か月前の相談日8時30分から)		
子育て相談(専門相談員)	毎週月~金曜日9時15分~12時15分・13時~17時。子育ての悩み、児童虐待について(電話可)		子育て支援課 ☎70・5664
障がい児者相談(専門相談員)	毎週月~金曜日10時~15時。障がい児者の生活全般について		障がい福祉課 ☎70・5623
障がい者就労相談(専門相談員)	毎週火曜日10時~15時。障がい者の就労のための生活相談、面接同行、家庭訪問など		
成人健康相談	11日(水)・24日(火)9時30分~11時45分。生活習慣病などの相談。骨密度測定もあり		
保健師による心の健康相談	12日(木)10時~11時30分。心の健康相談		保健医療センター ☎77・1133
聴覚相談	12日(木)9時~11時30分。聴覚チェックと聞こえの相談。40歳以上の方対象		
シニアあったか相談(専門相談員)	毎週月~金曜日8時30分~17時。一人暮らし高齢者の心配事などについて	高齢介護課 ☎70・5633	
シニア就労支援窓口(専門相談員)	毎週月~金曜日9時~17時(受け付けは16時まで)。60歳以上の方の就労相談・支援	高齢介護課 ☎70・5616	
DV専門相談(専門相談員)	6日・13日・20日・27日の各金曜日13時~17時。配偶者などからの暴力について	市民課 ☎70・5605	
行政相談(行政相談委員)	9日(月)13時~16時。国・県・市などの行政に関する意見や苦情		
人権身上相談(人権擁護委員)	9日(月)13時~16時、304会議室。近隣トラブル、いじめ、暴力など		
一般相談	毎週月~金曜日8時30分~12時・13時~17時		
保育入所相談(保育コンシェルジュ)	毎週月・水・金曜日9時~12時15分・13時~16時。保育所ほか子どもの預け先など		子育て支援課 ☎70・5615
いきいき健康・食事相談	毎週月~金曜日8時30分~12時15分・13時~17時。健康・栄養相談、酒害相談など		
高齢者ヘルスアップ相談	2日(月)10時~11時30分、高齢者福祉会館。健康相談・心の健康相談		保健医療センター ☎77・1133
消費生活相談(専門相談員)	毎週月・火・木・金曜日10時~12時・13時~16時。訪問販売・商品のトラブルなど(電話可)		消費生活センター ☎70・3335
教育相談	毎週月~金曜日8時30分~17時。子どもの教育・生活に関する心配事・悩みなど		教育研究所 ☎79・0222
青少年相談(☎su9940@city.ayase.kanagawa.jpでも可)	毎週月~金曜日9時~17時。子ども・若者(中学卒業~29歳)の悩み・非行・ひきこもりなど		青少年相談室 ☎77・7830
こどもなんでも相談	毎週月~金曜日8時30分~17時。心身に障がいのある乳幼児について	もみの木園 ☎76・6770	
市長と未来を語る部屋	30日(月)14時~16時。定員4組(1組3人まで)各20分以内。市政全般に関する建設的な提案など。政治・宗教・営業活動は除く。申し込みは23日17時まで。※公務で日程変更する場合あり	政策経営課 ☎70・5635	